

## 重度心身障害者（児）医療費助成制度における独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱いについて

千葉県健康福祉部障害福祉課

千葉県では、平成27年8月から重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化を実施するため準備を行っておりますが、本制度の助成対象となる重度心身障害児が、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合には、下記に御留意いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、重度心身障害者（児）医療費助成制度の助成対象となりません。
- 2 重度心身障害児の保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、受給券を使用しないよう周知しております。
- 3 保護者から学校管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、重度心身障害者（児）医療費助成制度を使わずに、保険診療の一部負担金である3割相当額（就学前児は2割）を保護者に請求してください。

なお、御不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

千葉県 健康福祉部 障害福祉課 障害保健福祉推進班

TEL：043-223-2340 又は各市町村障害福祉担当課